

「貯留事業財団」の創設について

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油・天然ガス課

「貯留事業財団」の創設について - 背景

- CCS事業の根幹となる二酸化炭素の貯留事業場の容量の目安については、現 状において、2050年で1.2~2.4億トンを想定。
- これは近年の我が国の二酸化炭素排出量からみて、1~2割を占めており、一 貯留場当たりの年間貯留量を50万トンとして設定しても、240~480か所の 開発が必要となり、非常に大きな規模の投資が必要となる。
- CCSを国策として進めるためには、安全性を前提としつつも、地下構造に習 熟する多様な民間事業者の参入可能性を高めることが必要であり、長期の資 金調達の円滑化に向けて、もう一段の措置を講じる必要があるのではないか。
- その際、鉱業を含めて様々な分野において利用されている、財団抵当制度の整備することを検討してはいかがか。
 - ※財団抵当とは、複数の資産を財団として一つの資産としてみなし、抵当権の対象とすることにより、資金調達の円滑化を図る制度。

「貯留事業財団」の創設について - 主な論点 金融上の観点

● これまで本邦金融機関に対して、「貯留事業財団」の創設に関する意見を確認したところ、次のコメントあり。

● 主に再工ネの分野になるが、同様の工場財団抵当権には馴染みがあり、CCS へのファイナンスにおいてもかかる担保権設定は活用可能性があるのではな いかと考える。

● 財団抵当については、不動産財団抵当と物財団抵当の二つの手法があるが、 鉱業を含めて実績があり、権利設定の柔軟性が高い、不動産財団抵当(工場 抵当法と同様の形式を取るもの)を軸に検討を進めてはいかがか。

「貯留事業財団」の創設について - イメージ

- 所有権及び抵当権が「貯留事業財団」の目的となる。
- ●「貯留事業財団」を構成するものとしては次を想定する。
 - •貯留事業権(貯留権)
 - ・土地及び工作物
 - ・地上権及び土地の使用権
 - 賃貸人の承諾がある場合における物の賃借権
 - ・機械、器具、車輌及び船舶その他の付属物
 - ・工業所有権
- 貯留事業財団については、工場抵当法のうち、工場財団に関する規定を準用する。※貯留事業財団は一か所の不動産と見なす。
- 貯留権の取り消しが登録される場合には、経済産業大臣が抵当権者に通知する。 抵当権者は直ちに抵当権を行使でき、遅くとも6か月以内に手続きを終了する。 貯留権はこの期間、抵当権の対象である限り存続するものとみなす。 買請人が代金を納付したときは貯留権の取消しはなかったものとみなす。